

(リトアニア共和国国家特許庁からの救済措置に関する連絡の仮訳)

リトアニア共和国法により提供可能な救済措置について

リトアニア共和国国家特許庁は、日本で発生した地震および津波による甚大な被害に対し、心から哀悼の意を表します。

リトアニア共和国国家特許庁は、日本からの出願人および権利保有者に対してリトアニア工業所有権法の下で提供される期限遵守不履行の場合の法的救済策に関して、以下のとおりお知らせします：

1. リトアニア共和国商標法第 26 条に従い、期限の延長は、出願人、標章所有者、又は国際登録保有者、あるいはそれらの代理人が 書面にてその旨の請求をし且つ固定料金（期限延長の場合は 80 リタス(LTL リトニアリタス)；権利回復の場合 120 リタス；1 ユーロ=3.4528 リタス) を支払った場合、一度に限り、最初の期限満了日から 2 ヶ月以内に限って認められるものとする。期限は以下の理由により延長される：

- 出願およびニース分類の下での商品／使役の分類における瑕疵の補正 (13 条(5)(6))；
- 書面による再審請求の提出 (第 14 条(3))；
- 再審査の結果の見直しを求める裏付けのある請求(a substantiated request)を備えた、書面による審判請求のリトアニア共和国国家特許庁審判部への提出 (第 15 条(1))；
- 登録、公開、および証明書の発行に関する料金支払い (第 17 条(1))；
- 異議申し立てに対する標章所有者又はその代理人による意欲的な応答 (motivated reply) (第 18 条(4))；
- 標章の登録出願および商標証明書発行請求の場合を除き、国語以外の言語で申請された書類の国語翻訳文の提出 (第 25 条(1))；
- 国際登録保有者によりなされる、標章が商標法第 6 条の要件を満たしていないという理由による権利保護拒絶に対する書面による再審請求の提出、再審査の結果の見直しを求める裏付けのある請求を備えた書面による審判請求及び異議申し立てに対する意欲的な応答のリトアニア共和国国家特許庁審判部への提出 (第 34 条(1)(2)(4))。

出願人、標章所有者、又は国際登録取得者、あるいはそれらの代理人は、最初の期限満了日から 2 ヶ月以内に、当該期限の延長申請をすることができる。当該期限は、リトアニア共和国国家特許庁の決定により延長されるものとする。標章登録料金の支払い期限を遵守できなかった出願人は、以下の書類を提出することで権利回復を図れる可能性はある：

- 1) 遵守不履行の期限回復のための裏付けのある請求；
- 2) 期限不遵守の理由書；
- 3) 固定料金支払い証明書。

権利回復は、リトアニア共和国国家特許庁長官の決定により認められるものとする。期限延長あるいは権利回復に対する拒絶は、法に規定される方法で法廷に訴えることができる。

商標法の下では、優先権の権利回復は不可能であることをご注意ください。

2. リトアニア共和国意匠法第 32 条(1)によると、出願人又はその代理人が書面でその旨の請求をし且つ固定料金（期限延長の場合は 80 リタス；権利回復の場合は 120 リタス）を支払った場合、期限の延長は一回に限り認められるが、最初の期限の満了日から 2 ヶ月以内の期間に限られる。期限延長の理由としては以下が挙げられる：

- － 出願瑕疵の補正又は欠落書類の提出（第 18 条(5)）；
- － 書面による再審請求の提出（第 19 条(3)）；
- － 再審結果見直しを求める裏付けのある請求を備えた書面による審判請求のリトアニア共和国国家特許庁審判部への提出（第 20 条(1)）；
- － 登録、公開、および証明書の発行に関する料金支払い（第 22 条(1)）；
- － 異議申し立てに対する意匠権所有者又はその代理人による正当な応答（第 23 条(4)）；
- － 意匠登録出願および意匠登録証明書発行請求の場合を除き、国語以外の言語で申請された書類の国語翻訳文の提出（第 31 条 (1)）。

意匠法第 32 条(4)によると、もし要求される書類（(1) 遵守できなかった期限の回復のための裏付けのある請求； (2) 期限不遵守の理由書； (3) 期限回復のための固定料金支払い証明書）が、出願人が適時に固定料金を支払えず且つ（又は）当該料金の支払い確認書を提出できなかった理由が存在しなくなった時点から 2 ヶ月以内しかし遵守すべき期限の終了から一年以内に提出された場合、登録・公開・証明書発行料金の支払い期限の回復は認められる。期限の回復は、リトアニア共和国国家特許庁長官の決定により認められるものとする。

意匠法の下では、優先権回復は不可能であることをご注意ください。

3. リトアニア共和国の現特許法には、本法令中に規定されている期限の延長又は権利の回復の規定はない。期限不遵守があった場合は、予告なしに法的手段が取られることがある。しかしながら、2011 年 10 月－11 月に新特許法が発効される可能性が高い。特許法の新しい文言は、特許法条約に従う。

新特許法の第 23 条に従うと、特許出願の出願日が優先期間満了日以降 2 ヶ月以内で、所定料金（400 リタス）の支払が完了しており、かつ、当該期間内に出願人が理由を記した優先権回復要求書を提出した場合、然るべき注意が払われ

ていたにもかかわらず優先日の期限を徒過したのであれば、優先権の回復は可能である。

施行規則の下で要求される先出願の認証謄本が先出願の出願日から16ヶ月以内にリトアニア共和国国家特許庁に提出されていない場合、もしその意図に対する要求が特許法第21条(2)に規定された期限内に提出され、当該申請が出願人に伝えられる日から1ヶ月以内に、先出願の認証謄本がリトアニア共和国国家特許庁に提出され、当該出願人が適切な特許庁に対して優先日から14ヶ月以内に当該出願を申請したのであれば、所定料金(240 リタス)の支払完了後、リトアニア共和国国家特許庁は優先権の回復を認めるものとする(新特許法第23条(2))。

新特許法第32条によると、もし出願人が(出願の不備を除くため、リトアニア共和国国家特許庁に対する処理における行為のため)第24条(2)(3)に規定された期限を遵守できなかった場合、出願人又は代理人は、所定料金(240 リタス)の支払い後、リトアニア共和国国家特許庁送付の通知発送日から2ヶ月以内に、特許出願継続審査請求を提出することができる。この請求を提出する際、当該継続審査が請求されている行為が行われることを示す文書の提出が求められる。リトアニア共和国国家特許庁が当該出願の継続審査に関する決定を下すものとする。

新特許法第33条によると、出願人又は特許権者が第21条(2)、28条(1)、31条(2)、36条(5)、71条(2)(3)、79条(2)(3)に規定される期限の遵守ができず、その不履行が出願又は特許の権利喪失につながる直接的結果を引き起こす場合、その期限不遵守が然るべき注意が払われたにもかかわらず起きたのであれば、リトアニア共和国国家特許庁は、所定料金の支払い完了後に、関係する出願又は特許に関する出願人又は権利所有者の権利回復をするものとする。権利回復請求はその理由も述べられなければならない。その要求を提出する際、出願人又は特許権者が期限を遵守できなかった行為も行われる。権利の回復請求は、期限不遵守の原因が除去されてから2ヶ月以内又は期限満了日から12ヶ月以内に提出されなければならない。また、料金支払期限の不遵守の場合は、請求は、パリ条約第5条の2に規定された期限の満了日から12ヶ月以内に提出されるべきであるが、上記期限の内のいずれが他より早く満了するかによる。

リトアニアの関連法は、リトアニア共和国国家特許庁ウェブサイト www.vpb.gov.lt および WIPO Lex データベースで英語でのアクセスが可能です。

敬具

長官 (RimvydasNaujokas)